**平成２５年（フ）第２６２号**
北海道旭川市永山12条２丁目７番２号　オーベルジュ12―202号室
債務者　八木　理恵
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２８１号**
北海道空知郡南富良野町字下金山787番地１
債務者　久保　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１５３号**
北海道帯広市東７条南22丁目１番地５
債務者　矢野　　裕
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第１６５号**
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地6406号
債務者　佐藤　和也
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第１６６号**
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地6406号
債務者　佐藤真由美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第５６８号**
東京都あきる野市牛沼269番地１エステートピアＫ２号棟202号
債務者　須田　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第６６４号**
横浜市南区南太田１丁目25番９号
債務者　濱野　典子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１２７８号**
横浜市瀬谷区三ツ境100番地５　横浜三ツ境ダイカンプラザｃｉｔｙ305号
債務者　大島　一範
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１５４５号**
横浜市南区六ツ川１丁目340番地７　鈴木商事第７ビル403
債務者　八橋　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１６５３号**
神奈川県藤沢市湘南台４丁目24番地の18　湘南玉美荘101
債務者　カワハラ　プリシラ　アケミ（ＫＡＷＡＨＡＲＡ　ＰＲＩＳＣＩＬＡ　ＡＫＥＭＩ）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２５年（フ）第１１９号**
釧路市昭和南６丁目19番18号、申立時の住所釧路市星が浦大通３丁目５番32号伊藤マンション
破産者　米山美恵子（旧姓高崎）
1　主文　当裁判所が平成25年８月28日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「釧路市星が浦大通３丁目５番32号伊藤マンション」とあるのを「釧路市昭和南６丁目19番18号、申立時の住所釧路市星が浦大通３丁目５番32号伊藤マンション」と更正する。
2　決定年月日　平成25年９月17日
釧路地方裁判所民事部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第６号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2446番地の52
破産者　株式会社アバンテ
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２５年（フ）第１８号**
千葉県佐倉市上志津1814―４　プラザ志津206、住民票上の住所千葉県佐倉市上志津1673番地91　ハイホーム911号
破産者　和田　将嗣
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第７１号**
千葉県印西市原山３丁目５番地１棟305号
破産者　福田　寿年
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第１５４号**
千葉県木更津市中島字呑堀2363番地１
破産者　有限会社海の家大金
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２５年（フ）第１７２６号**
堺市北区北花田町３丁44番17
破産者　有限会社バイセル
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部